

中竹野地区コミュニティ規約

第1章 総 則

(名称及び事務所)

第1条 本会は、中竹野地区コミュニティ（以下「本会」という。）と称し、事務所を中竹野地区コミュニティセンターに置く。

(目的)

第2条 本会は、中竹野地区（以下「中地区」という。）における共通の課題解決を図り、「共に助け合い、みんなでつくる活力ある新しい地域コミュニティ」の構築を目的とし、自主的、主体的に地域活動を行うものとする。

(事業)

第3条 本会は第2条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 中地区の課題を解決し、活性化を図るための事業
- (2) 中地区の課題解決に向けての協議、学習等に関すること。
- (3) 会員相互の連携に関すること。
- (4) その他目的達成に必要なこと。

第2章 組 織

(会員)

第4条 本会の会員は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 中地区に居住する住民
- (2) 中地区で活動する団体
- (3) 中地区に住所を置く事業所
- (4) その他会長が必要と認めるもの

(役員)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 会 長 1人
- (2) 副会長 2人
- (3) 区長代表理事 2人
- (4) 理 事 若干名
- (5) 正副部会長 6人
- (6) 監 事 2人
- (7) 事務局長(会計) 1人

2 役員は、総会において推進委員の中から互選により選出する。ただし、事務局長は会長が役員会の同意を得て、職員から任命する。

3 会長は、役員会の同意を得て、顧問及び参与を置くことができる。

(役員職務)

第6条 本会の役員職務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表し、会務を総括する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、あらかじめ指名した順序によってその職務を代理する。
- (3) 区長代表理事並びに理事は、他の役員とともに本会の運営について審議する。
- (4) 事務局長(会計)は、本会の会計事務を処理する。
- (5) 顧問及び参与は、会長の要請により会議及び事業に参画する。
- (6) 監事は、本会の会計及び事業の執行状況を監査する。

(役員任期)

第7条 前条の役員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された役員任期は、前任者の残任期間とする。

第3章 推進委員

(推進委員)

第8条 推進委員は、次に掲げる者とする。

- (1) 各区から選出された者で、その人数は次のとおりとする。
 - ア 林、轟、須谷 3人(男女を含む)
 - イ 下塚、東大谷、鬼神谷、小丸、芦谷 2人(男女を含む)
- (2) 各種団体から推薦のあった者
- (3) 推進委員を希望する者
- (4) その他会長が必要と認める者

(推進委員職務)

第9条 推進委員は、総会または臨時総会において第13条第5項に規定する事項について審議し、議決する。

(推進委員任期)

第10条 推進委員任期は1年とする。ただし、再任は妨げない。

2 欠員により選出された推進委員任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、役員会及び部会とする。

2 本会は、必要に応じて運営会議を設置することができる。

(会議の開催及び運営)

第12条 会議は、過半数の出席により成立する。

2 会議の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(総会)

第13条 総会は、推進委員をもって構成する。

2 総会は、毎年1回定期総会を開催するほか、会長が必要と認めた場合、または推進委員の3分の1以上の請求があった場合は、臨時総会を開催することができる。

3 総会は、会長が招集する。

4 総会の議長は、その総会において、出席者の中から選出する。

5 総会は、次の事項を議決する。

(1) 役員を選任、解任に関すること。

(2) 予算、決算及び事業計画、事業報告に関すること。

(3) 規約に関すること。

(4) その他、重要事項に関すること。

(役員会)

第14条 役員会は、監事を除く役員をもって組織し、必要に応じ会長が招集し、次の事項を審議する。

2 役員会は、総会において諮るべき事項及び本会の運営に関する事項を審議決定する。

3 会長は、必要があると認めるときは、役員以外の者を出席させ、意見を求めることができる。

(部会)

第15条 総会で議決された方針に基づき、施策を実施するため、本会に次の部会を置く。

(1) 暮らし部会

(2) めぐみ部会

(3) あゆみ部会

2 部会は、各所管事項の企画及び執行にあたる。

3 部会は、会長、副会長及び事務局長(会計)を除く推進委員をもって構成する。

4 部会に部会長、副部会長を置き、部会長、副部会長は、部員の互選により選任する。

5 部会長は、担当部会を運営し、部会を取りまとめる。

6 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

7 部会長は、必要があると認めるときは、部員以外の者から意見を求めることができる。

(運営会議)

16条 運営会議は、必要に応じて会長により招集された役員をもって構成する。

2 運営会議は、各部会に係る課題、事業の執行等について、審議する。

第4章 財 務

(会計)

第17条 本会の運営に関する経費は、会費、交付金、補助金及びその他の収入をもって充てる。

2 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(会費)

第18条 会員は会費を納めることとし、金額は総会で決定する

第5章 その他

(委任)

第19条 この規約に定めるものの他、本会の運営に関し必要な事項は、会長が役員会に諮り別に定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成29年1月22日から施行する。

(役員任期)

本会が設立された日に就任した役員任期は、第7条の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。

(推進委員任期)

本会が設立された日に就任した推進委員任期は、第10条の規定に関わらず、平成30年3月31日までとする。

(会計年度)

本会の設立された日の属する会計年度は、第17条の規定に関わらず、設立日から平成29年3月31日までとする。

(改正)

平成29年4月8日

本改正は平成29年4月1日から適用する。

(改正)

平成31年4月21日

本改正は平成31年4月1日から適用する。

(改正)

令和6年4月27日

本改正は令和6年4月28日から適用する。